

## 第3回辰野町まちづくり委員会次第

日 時 9月21日(金) 午後7時00分～

会 場 役場2階 第6会議室

### 1. 開 会

### 2. 委員長あいさつ

### 3. 協議事項

#### (1) 第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」の活性化に向けた意見交換会

##### ①全体説明

- ・説 明
- ・質疑応答

##### ②意見交換会

###### ア. 行政からのアプローチ

###### イ. 住民からのアプローチ

###### ウ. 行政と住民との「協働のまちづくり」のあり方

##### ③全体集約

### 4. その他

### 5. 閉 会

## ワークショッププロセスシート（グループディスカッション）

1. 日 時                   平成24年9月21日   19:00～21:00
2. 場 所                   役場第6会議室
3. 人 数                   14名（まちづくり委員 11名、事務局3名）
4. ワークショッププログラム

（ファシリテーターの心得）

- (1) 最初に自己紹介。今回のGDの進め方を説明し、不明な点は質問を受け、参加者の合意を得る。 ← あくまでも、住民との「協働性」の観点で意見交換をすることを確認する。
- (2) 全体会議における発表者を特定する。行政は、現在の担当者のみではなく、過去の担当経験も含め、横断的に意見交換に参加することを告げる。
- (3) ポストイットの書き方を説明する → 1テーマを1枚に、できるだけ大きな字で簡潔に記入し、右下に氏名を記入させる。
- (4) テーマごとに時間配分に気を配りながら進行する。議論が白熱してきたら一旦区切り、全体討論の中でその経過を説明する。

テ ー マ	行政と町民との役割分担を確認し、更なる活性化を図るにはどうしたらよいか			
プロセス	プラン		ワークショップ	
共 有	目的	今回は、第1章の「豊かな自然環境を育み活かすまちづくり」について、施策実現のために必要とされる「協働のまちづくり」の取り組みを活性化する方策を考え、実行に移すことが可能なものを検討することが目的です。		
共 有	ex) 田園風景の保全について、協働のまちづくり項目と具体的な取り組みについて反復する ・必要なデータなど情報があれば提供	・討論を行うために不足している情報（数値データなど）について聞き取る	1分	
拡散と収束	<b>（テーマ1） 行政からのアプローチ</b> ・町は何が困っているのか？ ・課題はなんだろうか？ ・もっと（町民の方に）○○していただけたら……。など  ※ 担当者自らが重要だと位置づけるテーマに絞って結構です。 ex) 第1章第1節第1項「豊かな自然環境と田園風景の保全」には施策CD1111～1113の3つの主な施策があるが、特定のもの（「目」）だけで		・担当者がポストイットに書き出し、模造紙に張り付け、ごく簡単にコメントする。 ← 模造紙の左1/3 or 上 1/3	3分

	<p>も良いです。</p> <p>※ 上位施策を実現するために、行政だけでは目的を達成できないから協働が重要である、という観点は双方合意済みであることは前提として良いです。</p>		
拡散と収束	<p>(テーマ2) 住民からのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民には何ができるだろうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民側から、提案したいアイデアなどをポストイットに書き出し、模造紙に張り出し、出そろったところでコメントを求める。</li> <li>← 模造紙の中1/3</li> </ul>	5分
拡散と収束	<p>(テーマ3) 行政と住民との「協働のまちづくり」のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と住民の双方から施策実現のためにできることを模索しよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記について、できること、検討できそうなこと、実行に移すために障害なりそうなこと、について意見交換。</li> <li>・その過程をFG (ファシリテーショングラフィック) にて記述</li> <li>← 右1/3 or 下 1/3</li> </ul>	5分
統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体発表により、委員全体で情報共有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A、Bグループの代表者がテーマごとのWSの概要を説明する。</li> </ul>	
各課の担当者に準備して欲しいこと	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在の取り組みに対する数値データ (バックデータとして) はあった方が良いです。</li> <li>2. 「テーマ1」に対する担当者としての「思い」の事前抽出 ← これが重要です！</li> <li>3. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次総合計画</li> </ul> </li> </ol>		

辰野町第五次総合計画前期基本計画「協働のまちづくり」に関する現状把握・活性化検討シート  
第1章

※ 左欄の網掛けはAグループの協議項目です

※○予定通り進捗している／△遅れているが達成可能／×達成が困難な状況

第1章 各節 各項目	施策 CD	目(主な施策)	主な施策に対する基本的な考え方		協働のまちづくりに対する取り組みの状況				主な施策の「協働のまちづくり」に対する検証		
			主な施策を達成するための基本的な考え方(あるべき姿)	協働のまちづくり項目	具体的な取り組み目標	左記に対する現在の状況	進捗状況	行政と町民などとの役割分担を確認し、更なる活性化を図るにはどうしたらよいか	協働のまちづくりの取り組みの方向性		
第1節 第1項 豊かな自然環境と田園風景	1111	田園風景の保全	・水環境と土地改良施設との一体性、連続性をふまえた施工により、農村地域に残された自然環境の保全を図ります。	・土地改良事業について住民の声を活かす	地域住民、受益者等との話し合いにより、自然環境に配慮した改修計画の作成	たつたの海の改修に当たり、生き物ネットワークと協議を行い実施	○	・自然に配慮した改修整備計画に、建設的なご意見を！ ・農業水路の保全 → 他、草刈り、区・地域を中心に実施 → づくだし作業	改修工事の設計段階で地元の意見を取り入れる。水路の保全は、区・地域を中心に進める。		
			・町の景観は町民共有の財産という認識のもと、町民の自主的な活動を促し、田園風景の保全を図ります。	・営農組合など農地の有効活用、家庭菜園の推奨などの景観保全活動への参加	地区営農組合等の担い手による遊休農地の耕作再開	認定農業者等担い手への農地の集積が進んでいる	○	・遊休農地解消策 → (自助) 個人で作ってほしい (助け合い) 個人でやるなら(色んな方法を) 市民農園を増やしたら(要請) 不在地主に手入れを要請(区から)	個人で解消できることから取り組んで頂く。また、規模拡大希望農家への利用を推進する。		
			・アレチウリ等特定外来生物や異常に繁茂したクズ等の駆除を行い、町の自然環境と景観の保全を図ります。	・アレチウリの駆除等美化活動への参加	町内河川の護岸を中心に、町内17区やボランティア団体等多様な団体が、春秋の530運動時や独自に活発な取り組みを行う。	H23、16団体・30回実施 H24、とりまとめ中	○	・アレチウリ駆除 → (個人で) 区等の呼びかけに積極参加 所属グループで参加 ・ゴミゼロ参加			
1112	遊休荒廃農地の解消	・農業委員会を中心として、認定農業者や営農組合等へ農地の集積を図り、遊休荒廃農地の解消と農業の効率化を促進します。 ・市民農園を維持し、町民の憩いの場の創出と遊休荒廃農地の解消を図ります。	・市民農園の利用者への農業指導	地権者の理解を得て、町内に二箇所市民農園を継続的に開設。	ふれあい農園「土恋地よこかわ」13区画、北大出ふれあい農園17区画 土恋地よこかわで農業指導実施。	○					
		1113	有害鳥獣被害の防除	・有害鳥獣の対策を実施し、農作物等の被害を防除します。	・有害鳥獣対策に地元や猟友会等の協力	町猟友会と近隣市町村との広域捕獲を含めシカ、サル、イノシシ等の個体数調整を行い、農作物の被害を防ぐ	町猟友会と近隣市町村との広域捕獲を含め、個体数調整を行っている。	○	・地域ぐるみの有害鳥獣対策を	地域ぐるみの有害鳥獣対策を進める。	
第2節 第2項 ほたるが飛び交う	1121	ゲンジボタルの保護	・長野県天然記念物の辰野のホタル発生地である松尾峠一帯のホタルを保護するとともに、自然環境保全の啓発活動を推進します。 ・ゲンジボタルの生態とカワニナの増殖に関する研究を行い、ホタル増殖の基礎資料を蓄積します。 ・ホタル生息地の環境整備を行うとともに発生状況の調査を行い、ホタルの保護と町民の自然環境保全への意識を高めます。	・小学校でのカワニナ増殖や水路への放流	ホタル保護条例の啓発や環境教育活動を行い、町内各学校での取組が促進される	西小学校 年が育てたカワニナをほたる児童公園水路へ放流している	○	・学校との連携 → 原高生物クラブ、西・東小以外での積極参加	①カワニナを増やす取り組みを、西小から他校に情報発信し、輪を広げたい。②ホタル推進協の補助の拡大で、一般住民が取り組みやすい制度に改定したい。		
			1122	ほたる児童公園の環境整備	・ほたる児童公園の環境整備を行い、公園の有効利用を促進します。	・ほたる児童公園の有効活用	当公園から環境保全・自然エネルギーの活用などの情報を発信することで、公園利用者の利用拡大が図られる	園内に自然エネルギーを活用した施設を作り、自然エネルギーに対する啓発をはかっている	○	・祭り以外での公園活用 → 運動会、オリエンテーリング、ミニ道の駅 ・第4期整備計画と絡めた活用	①第4期の整備計画(平成25年度に策定予定)に住民意見を反映させながら未供用区域を計画的に整備したい。
第2節 第1項 森林の保全と	1211	森林整備の促進	・林道、作業道の維持管理を行い、森林の保全、除間伐の推進を図ります。 ・間伐対策事業費補助金、森林整備活動支援事業交付金の交付、長野県森林づくり県民税を活用し、森林の整備を図ります。 ・森林の整備、施設の維持管理等を行い、森林に親しめる環境の整備を推進します。	・林道など関係する山林団体と協力しての維持管理	森林整備に対する啓発により、山林管理団体及び個人林に対する整備が促進される	高齢化や木材の価格低下により個人、団体独自の森林整備が困難となっているため、団地を作り広範囲での森林整備促進の啓発と森林整備を進めている	○	・自己負担無しで除間伐を実施 → ベレトストープ利用者とのマッチング → (障害) 搬出費用かかる、ベレトは割高 ・多くの町民が森林に親しみを → 山での楽しい遊び → (障害) クマへの恐怖 → 山の手入れ(動物との棲み分け)、生ゴミを置かない	町からの嵩上げ補助により間伐を進める。		
			1212	森林機能の啓発	・森林の持つ多様な機能について広報し、森林育成の必要性について町民の理解を深めます。	・しだれ栗森林公園周辺の維持管理	老朽化する施設の改修を行う。	○	・当日、ワークショップで出され模造紙にまとめられた意見を	会議後、今後の取り組みについて検討したものを記述してあります。	
			1213	森林公園の環境整備	・しだれ栗森林公園の環境整備を行い、誰もが快適で安全に利用できる公園の整備を図ります。	・学校林の作業や観察に児童・生徒と共に保護者の参加	児童、生徒、保護者が作業等を通じて森林に親しむ。	一部の学校では年2~3回の作業、学習を行っている	○	・地域と学校と町で協同作業を行う。	
			1214	学校林活用による環境教育の推進	・樹林や枝打ち、総合学習での樹木観察等の実施により、学校林の活用を図ります。	・有害鳥獣駆除に地元や猟友会等の協力	有害鳥獣駆除従事者により個体数調整を行い被害を防ぐ。	計画的な個体数調整を行っている	○	・地域での違いをいれを進める。	
			1215	樹木・林産物への被害の防除	・有害鳥獣の駆除を実施し、樹木や林産物の被害を防除します。 ・監視員と共に監視を行い、松くい虫の被害を未然に防ぐとともに、被害が発生した場合にはその拡大を防止します。	・松くい虫被害の連絡	松くい虫の監視により被害を防ぐ。	松くい虫監視員による定期的な監視を行っている	○	・枯れた松を見かけたら → 見つけたら町へ電話 ・地域ぐるみで有害鳥獣駆除の勉強会	被害木があったら連絡してもらおうとする。
第3節 第1項 水環境の保全	1311	水源かん養機能の向上	・水源かん養林等の水源地の森林整備を行い、森林の持つ水源かん養機能の向上を図ります	・頭首工等の取水施設の保全・管理	農地・水・環境を守る会を発足させ、農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上に取り組む	H23までは5団体が活動しているが、H24からは新たに3団体が加わった。	○		水路の改修工事に際しても取り組もうとする団体が増えてきた。		
			1312	水環境の維持・向上	・主要河川、井戸の水質測定を実施し、水環境の維持・向上を図ります。	・水環境保全のための水田の耕作	農地・水・環境を守る会を発足させ、農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上に取り組む	H23までは5団体が活動しているが、H24からは新たに3団体が加わった。	○		
			1313	水利権の維持・保全	・頭首工台帳を管理し、受益者に対して情報提供を行って水利権の維持・保全を図ります。	・水源かん養林を保全するための森林整備	水源林の計画的な整備を進める。	森林総合研究所の受託事業により水源林の整備を行っている	○	・水の大切さを学ぶ → (町) 広報、出前講座・勉強会の実施 → 川を汚さない意識の醸成 ・水源地の保全	
境水第3 づくし第2 環境	1321	水に親しむ環境づくり	・国や県に対し、環境や景観に配慮した工法への取り組みを要望し、良好な河川環境を創出します。 ・河川愛護団体等の自主性を尊重しつつ、県等と連携した支援、河川の美化に努めます。 ・町が河川事業を行う際には親水護岸の設置等の親水性について検討し、町民が水に親しむ環境の創出に配慮します。	・河川愛護団体等を中心とした河川美化活動	河川愛護団体数10団体を組織し、各団体年間3回以上の美化活動を行い、美しい河川を保全する。	河川愛護団体5団体、河川アダプトシステム5団体が現在活動している。1級河川について、長野県からの助成金を活用している。	○	・河川環境の保全 → (区民で) 農業用水路を全区民で → (広げよう) 春の環境整備活動を河川に広げて取り組む	出前講座の実施により、河川愛護に対する啓発を行いたい。		
第4節 第1項 循環	1411	環境基本計画の推進	・辰野町環境基本計画に基づき、環境施策として公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の減量等、快適な環境の創造、地球環境の保全に取り組めます。	・辰野町環境基本計画の内容の理解	辰野町環境基本計画の各施策に基づき町の各主体が自主的な取り組みを行うことができる。	「辰野町環境基本計画」の修正作業を行っている	△				
			1412	分別推進によるごみの減量化	・可燃物や不燃物及び資源物の適切な分別・排出への取り組みを促し、地球にやさしい住みやすい環境づくりを推進します。	・3Rへの取り組み	「ごみ分別の手引き」に沿った可燃物・不燃物・資源物の適切な分別・排出ができる。 リデュース・リユース・リサイクルという考えと取り組みが、各家庭・事業所に浸透する。	町内各区の衛生理事により指導をおこなう効果を上げている。 出前講座等による啓蒙を行っている。	○	・正しい分別 → 収集時の立ち合いを仕組みとしてシステム化	
第4節 第2項 第1項 地	1421	新エネルギー導入の推進	・地球温暖化防止への関心と理解	・省エネルギー活動の推進	各家庭・事業所・個人が地球温暖化に関心と理解を持つことができる。 各家庭や個人で内容を理解し実践する。(節電等)	政府広報や各種媒体により周知をしている。 政府広報や各種媒体により周知をしている。	○	・省エネ、節電への取り組みを → エアコンのいらない家の研究、見える化、ペーパーレス化、薪ストーブの普及			
			・民間及び公共施設へ太陽光発電等の新エネルギーの導入を進める一方で、省エネルギー活動を推進し、地球にやさしいエコライフを実現します。 ・新エネルギーの導入に関する計画を策定し、町民、事業者、行政の役割を明確にするともに新エネルギー利用に取り組み、地球温暖化を防止します。	・新エネルギーへの理解	住宅用太陽光発電システムをはじめとする新エネルギーに理解をもち、導入が促進される	住宅用太陽光発電システム導入への補助の実施、公共施設への積極的な導入により住民啓蒙を図っている	○				
			1431	地域の特色に応じた地産地消の推進	・関係機関や関係団体、農業者、民間企業、消費者等との連携を図り、地域の立地条件や特色に応じた地産地消を促進します。	・地元農産物の安定供給と消費	学校給食への地元の農産物の活用。	栄養士と食材提供者との話し合いを実施。	○	・通年供給 → 貯蔵施設が必要	
第4節 第3項 地	1432	地場産品の販売促進	・民間での地場産品や加工品販売等を促し、地産地消を促進します。	・地産地消への協力、朝市直売所などの運営	地元農産物の直売所の増設、加工施設の開設。	直売所は増加傾向。	○	・地元産を購入するには → 辰野ブランドをつくる → 難しい? ・広報の仕方を工夫する → 役場は苦手!	農産物加工グループを中心に、辰野町独自の加工品の開発や地産地消を促進する。		
			1441	省エネルギー機器等の導入	・省エネルギー機器の普及、ライフスタイルの転換、省エネ住宅の普及等の省エネルギーを推進し、地球環境の保全に取り組めます。	・省エネルギー啓発活動への参加	公共施設の省エネ対策を促進し、住民に対する省エネ啓蒙を推進する	省エネルギー管理規程に基づき、各職場における温度管理を徹底し冷暖房を調整するとともに、LEDへの転換を進めている。	△		
第4節 第5項 啓発	1442	公共施設の省エネルギー対策	・公共施設のエネルギー使用量を把握するとともに、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく管理標準を作成し、省エネ対策を推進します。	・省エネルギー啓発活動への参加	省エネ啓蒙を推進する	省エネ啓蒙を推進する	△				
			1451	啓発活動の推進	・出前講座やごみ処理施設等の見学等の啓発活動を行い、家庭や事業所から排出されるごみの減量化や資源化を推進します。 ・辰野町環境基本計画に基づき各種の省エネルギーの啓蒙を行い、地球温暖化防止に努めます。 ・各家庭や地域で活用できる自然エネルギーを紹介し、環境にやさしいエネルギーの普及啓蒙に努めます。	・衛生自治連合会との協力による出前講座や施設見学の実施 ・施設見学会への参加が積極的に行われる	出前講座の開催要望及び参加が活発に行われる。 施設見学会への参加が積極的に行われる。	H23、5回 H24、4回実施 H23、2回 H24、1回実施	△	・出前講座への参加 → (要請) 積極的な講座開催の要請(啓蒙) 多くの住民が集まる工夫、施設見学など体験型の学び → 子どもから大人までが広く興味を持つ	
第4節 第5項 啓発	1451	啓発活動の推進	・各家庭や地域で活用できる自然エネルギーを紹介し、環境にやさしいエネルギーの普及啓蒙に努めます。	・新エネルギー、省エネルギーへの理解	住宅用太陽光発電システムをはじめとする新エネルギーに理解をもち導入が促進される	住宅用太陽光発電システムへの補助の実施	○	・行政の役割 → (情報提供) 水力・風力発電の学習会(支援策) 補助金を導入(仲介) 省エネ商品を売りたい人、買いたい人の橋渡し	①太陽光発電システム設置補助の予算を拡充し、積極的取り組みを進めたい。		